

概要説明書

取引履歴明細表発行サービス

東京南農業協同組合

(2023年4月1日現在適用中)

1. サービス名	・取引履歴明細表発行サービス
2. サービス概要	・お客様からのご依頼に基づき、指定された取引について取引履歴表を発行するサービスです。
3. 対 象 先	・個人・法人・団体のお客様
4. サービス内容 (1) お取扱期間 (2) 申込み手続き	・当組合で保有する過去10年までの期間分といたします。 (10年を超えてご希望の場合はご相談下さい。) ・当組合所定の「取引履歴明細表発行依頼書」に署名捺印(届出印)の上ご本人確認資料を提出していただきます。 ・被相続人の方の取引履歴の発行は相続人の方よりの依頼にて発行いたします。 その場合、相続人であることが分かる戸籍謄本等及びご本人確認資料を提出していただきます。
5. 手 数 料 (1) 手数料額 (2) 支払方法	・期間、明細表枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。 枚数 10枚まで 550円 10枚超 1枚 22円 ・郵送による交付をご希望の場合、郵送料として別途1,100円をお支払いいただきます。 ・口座からの自動引落か、現金によりお支払いいただきます。
6. 交 付	・窓口での交付、及び書留郵便による交付といたします。
7. 苦情処理措置 および 紛争解決措置の 内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または本店 金融共済部(電話:042-594-1011)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A東京みなみ